

非法学部における民事手続法教育のあり方

長 屋 幸 世

Yukiyo NAGAYA

目次

はじめに

1. 学部における法学教育の位置づけ
2. 民事手続法教育の位置づけ
3. 法学部以外の学部における民事手続法教育の展開

おわりに

[Abstract]

The Desirable Situation for Civil Procedure Law Education in University Departments other than Departments of Law

Reform of the Japanese judicial system was started in 1999, and Japanese law schools were established in 2004, with the purpose of fostering legal professionals. Since then, it has been argued that the role of university departments of law has changed or they have lost their purpose because in the past only they had carried out the role of fostering legal professionals. Civil procedure law is one of the subjects that has been affected by the establishment of law schools, and because of its practical nature, the necessity of teaching civil procedure law in departments of law has been questioned. Even under these circumstances, however, it seems that there are important reasons to continue teaching civil procedure law in university departments of law. This can also be applied to questions concerning the necessity to teach civil procedure law in departments other than departments of law. This paper confirms two points: (a) the necessity for legal education in both departments of law and other departments, and the necessity for civil procedure law education in departments of law; and (b) the essential purpose of civil law procedure education, and why that education is necessary even for students who do not major in law.

はじめに

司法制度改革の一環として、2004年に法科大学院が創設されてから10年あまりが経過した。当初、法科大学院設置により、法学教育⁽¹⁾にどのような影響が生じるのかという問題が盛んに議論され、そこでは主に二つの視点から論じられた。一つは、法科大学院における法学教育のあり方(カリキュラムや個別の科目等)そのものについてであり、もう一つは、これまで法学教育を担ってきた大学の学部教育の行く末についてである。特に後者に関し

ては、法科大学院が法曹養成課程への入り口を担うことにより、既存の法学部の役割に取って代わることになることから、法学部はその存在意義や価値を問われると共に、学部教育の質的変容の必要性や「法学部」そのものの消滅可能性までもが指摘されていた⁽²⁾。

翻って、今日の学部における法学教育を見るに、かつて指摘されていた教育の質的変容は、さほど生じていないようにも思われる。これには様々な要因が考えられるが、このことが即、学部における法学教育の必要性を裏付けるものではないし、変容が不必要である

キーワード：民事手続法教育，法学教育，非法学部

Key words: Civil Procedure Law Education, Legal Education, Departments other than Departments of law

との結論をもたらすものでもない。また、昨今の法科大学院をめぐる諸状況や、学部が法学教育を施す機関としての役割を担い続けている現状を考慮した時、かつて指摘された学部における法学教育の意義等を再度位置づけるためにも、学部における今後の法学教育の目的や方向性をどのように定めるべきであるかを再考する必要があるだろう。特に、民事訴訟法を始めとする民事手続法は、法執行の実務的要素が色濃い分野であるため、法曹志望者にとっては必要不可欠な知識であるものの、法曹志望ではない者に対する教育としては、どの程度の内容がどのように必要とされ、さらに、どのように教育展開がなされるべきであるか、一考を要する。同時に、これらを検討することは、法学部に止まらず、広く学部教育における法学教育の意義や方向性を探ることにも通じるものである。

以上の観点から、本稿は、学部における法学教育の意義や目的を検討すると共に、特に、法学部以外で展開される民事手続法教育のあり方について考察する。

1. 学部における法学教育の位置づけ

(1) 学部における従来の法学教育目的

学部における法学教育は、法科大学院創設が決定する以前から議論されてきたテーマである。そこでは、学部法学教育の目的をめぐる多数説と少数説が対立していた。多数説は、学部での法学教育はあくまで一般教育であり、法学的一般教養もしくは法律的教養を具えた社会人の養成が主眼であって、職業的教育の性格を持たず、法律専門家の要請もしくは法律専門職への資格付与を目的としないとする説であり、これに対する少数説は、法律的教養を具えた社会人の養成のみならず、法律的専門職(裁判官、検察官、弁護士、公証人のみならず、官公庁・国際機関・企業の法務職)に必要な基礎的素養を与えることを目

的とするものであり、一般教育のほか職業的教育の性格も有すると説く⁽³⁾。この二つの見解のいずれが妥当であるかを判断するにあたり、松浦馨教授は、卒業生の就業先や修業年限、学部等教育課程前後の教育課程、教育・研究体制、学部卒業者に対する社会の要請等の諸要素がその決定に作用するとして⁽⁴⁾、これらを踏まえた検討を行っている。そして、法的教養(素養)を具えた社会人(ジェネラリスト)の養成を目指す多数説の考え方と、それに加えて法律的専門職(スペシャリスト)の養成に必要な基礎的素養の付与を目指す少数説は、少数説が付加するスペシャリストの養成といった特徴が、わが国の法学部が置かれる状況を前提とする限りは「たかが知れている」ため、両説の差異はそれほど大きいものではないと指摘する⁽⁵⁾。その上で、「わが現行の制度・条件を前提として学部における法学教育の目的は何かと問われれば、「法律的教養を具えた社会人の養成」と「法律的専門職に必要な基礎的素養を与えること」であると答えてよいであろう。」と結論している⁽⁶⁾。

しかし、1999年7月に司法制度改革審議会が設置され、法科大学院の創設の動きが具体化し始めると、上述のような、学部における法学教育の目的はスペシャリスト養成かあるいはジェネラリスト養成かというような議論は、もはや成立しなくなると言える。法科大学院がスペシャリスト養成機関となるからである。これにより、法学部は、残されたジェネラリスト養成の部分を担当する存在となるのか、仮にそうであった場合、今度はジェネラリスト養成に重点を置く他の社会科学系の学部との差異は何かという点について問題が提起された⁽⁷⁾。これを検討するにあたり、以下では、法科大学院設置直後の議論状況を概観しておく。

(2) 法科大学院設置直後の議論状況

法科大学院の設置により、特に法学部にお

ける法学教育は、その足場が急速に不確かなものになった。というのも、法科大学院自体に法律未修者コースが設けられ、法科大学院における教育システムは基本的には法学部教育から切り離されたものとなっているために、法学部が従来果たしてきた法曹輩出機関としての役割が、法科大学院に完全に奪われてしまったからである。そこで、法学部が進むべき方向性として様々な提案がなされてきた。

第一は、法学部の廃止もしくは縮小化案である。しかしこれについては、法学部の「法的素養を備えた多数の人材を社会の多様な分野に送り出すという独自の意義と機能」を放棄するものであり、法的素養を身につけた社会人の一層の増大を必要とする二一世紀の日本社会の要請に逆行するものとの指摘がなされた⁽⁸⁾。実際にも、法科大学院設立後に全国の法学専門教育実施大学に対して実施されたアンケート調査⁽⁹⁾において、学生定員は「現状維持からやや減少傾向」という状況であるものの、削減幅はそれほど大きなものではないことが指摘されており⁽¹⁰⁾、廃止はもとより縮小化自体も進捗を見なかったと言えよう。

第二は、いわゆる法学教育のリベラルアーツ化である。一口にリベラルアーツ化といってもその方法や内容は多岐にわたるが、卒業後の学生の進路をその手掛かりとして、学部における法学教育の方向性を定めようとするところに一つの共通点を見つけることができる。すなわち、法学部生（あるいは法律学を主として学習した学生）の卒業後の進路として、法曹や研究者になるのはごくわずかであり、官公庁の公務員の他、税理士あるいは不動産鑑定士等の法的資格保持者となる者もいるが、その大多数は一般企業へ就職する者であることから、法科大学院が法律専門職養成機関である以上、学部における法学教育の主要な舞台は、一般企業へ就職する大多数の

者へ向けたものになるだろうという点である⁽¹¹⁾。このように出口が多様な場面においては、多様な市民がそれぞれの活動領域においてリーガルシンキング能力を発揮できるように、法学研究の対象選択の自由・方法論の自由が保障されるべきであることが主張される一方⁽¹²⁾、安易なりべラルアーツ化は避け、それぞれの学問が本来持つ基本的なことをしっかり教えるべきであるとの見解も提示されていた⁽¹³⁾。

第三は、法科大学院との連携を模索するものである。つまり、法学部は法科大学院既習者コース入学のための旧制予科的存在であり⁽¹⁴⁾、専門としての法学教育を維持さらには強化する必要性が求められるとする⁽¹⁵⁾。この第三の方向性は、基本的には従来の学部教育の維持に繋がるものであるといえよう。

その他、司法制度改革審議会意見書では、法科大学院導入後の法学部教育について、「法曹以外にも社会の様々な分野に人材を輩出しており、その機能は法科大学院導入後も基本的に変わりはない」とした上で、「法科大学院との役割分担を工夫するものや、法学基礎教育をベースとしつつ、例えば、「副専攻制」の採用等により幅広い教育を目指すものなど、それぞれの大学が特色を発揮し、独自性を競い合う中で、全体としての活性化が期待される。」と述べられている。

(3) 法学部教育の変容とジェネラリストの養成、他学部における法学教育

このように、法科大学院設置当初は、学部における法学教育について盛んに議論されその方向性を巡って様々な提言がなされてきたが、その後の動向を見るに、法学部の廃止やリベラルアーツ化といった現象は見られなかったといってよい。ただ、ほとんどの大学において専門基礎の重視という方向でカリキュラム改革が行われ、高校までの教育との「接続教育」や大学教育への「導入教育」の

重視、少人数教育といった改革動向が見られることが指摘される⁽¹⁶⁾。しかし、これらの改革が、法学部における法学教育の意義や目的を予め据えてなされたものであるかどうかは疑問である。というのも、これらのことを以って、(1)で示したところの問い—すなわち、法学部はジェネラリストの養成を大々的に担うのか否か、仮に担うとした場合に、他学部との違いをどこに求めるのかという問い—には答えられないからである。

従来 of 法学部教育が掲げてきた「法学の素養を身に付けたジェネラリストの養成」と、その遂行による「社会への一定の寄与」という側面に対しては、批判的な見解がないわけではない。例えば、法学部卒業者の有する「法的知識」は、決してはじめから「ジェネラリスト」を育てるように特別に組み立てられた法学教育の正統な成果として習得されたものではなく、単に伝統的な法学教育の意図せざるバイプロダクトにすぎなかったと言うべきであることが指摘されている⁽¹⁷⁾。また、上記のようなジェネラリスト養成教育は、本来、初等・中等教育の中もしくは法学部以外の学部学生に対して実施すべきであり、法学部の学生に対して行うことについての疑問も呈されている⁽¹⁸⁾。後者の見解に従えば、法学部はジェネラリスト養成の看板を掲げるべきではないことになる。

さらに、実際に先の学術会議第二部法政政治学教育研連のアンケート結果によると、今後の法学部の教育目標として、主にジェネラリストを養成する法学専門教育を目指すと回答した大学は22%であり、多様な専門職業的教育と回答した大学が35%、検討中と回答した大学が14%という数字に照らすと、法学部教育としてジェネラリスト養成に舵を切る傾向にあるとは言い難い⁽¹⁹⁾。

その一方で、法的素養を有する人材を幅広く社会に送り出すという役割は、今後も弱まることはなく、市民自身が自己の権利を(法

曹の援助を受けながら)実現していけるようにしなければならない中で、法学部で学んだ人材が社会の各層に分厚く存在することの意味は大きいとの指摘や⁽²⁰⁾、法化社会への突入が避けられない現代において、法曹志望であるか否かにかかわらず法的思考力を養うことは、企業のみならず一般社会において必要であるともされる⁽²¹⁾。

では、このような法的素養や法的思考力の涵養は、法学部教育においてのみ求められるものであるのだろうか。つまり、法学部における法学教育と、他学部における法学教育との間で、獲得される(あるいは獲得を目指すところの)「法的素養」や「法的思考力」に実質的な差異があるのか、あるとすればそれらはどのような関係にあるのだろうか。これを明らかにすることは、法学部が養成を目指すジェネラリスト像を明確にすることに繋がり、そこから自ずと、他学部におけるジェネラリストとの相違が浮かび上がる。これによって、先の問いに対する答えを見出すことができるであろう。

法学部以外の学部における法学教育には、主に二つの実態があると考えられる。一つは、所属としては他学部にあるものの法律学科として、あるいは、名称は別としても実質的に法学部同様の体系的な法学教育が展開されている場合である。この場合、履修指導上、所属学部あるいはその冠する名称に関連した他の専門科目との履修バランス等により何らかの制約や影響を受けるかもしれないが、それも体系的な法学教育を損なうほど大きなものではない。もう一つは、他の専門科目が履修上のメイン科目として取り揃えられ、法律科目は基本三法あるいは憲法と民・商法のみといった形での教育展開がなされる場合である。

この違いは、それぞれの教育目的に大きく影響する。すなわち、前者においては、従来の法学部教育から大きくかけ離れたものでは

なく、したがって法学教育の目的としても、従来の法学部教育のそれが多分に意識されていると考えられる。他方で後者の場合は、事情が大きく異なる。ここでの法律科目は、他の専門科目のいわば周辺事項として存在しているため、法学部における教育目的を踏襲することは出来ない。そうすると、必然的にその教育目的は「法の体系的理解」よりも「他の学習事項の理解を深めるために必要な一要素としての理解」である。このような違いがある中で、それぞれに求められる、あるいはそれぞれから得られる「法的素養」もまた、厳密には同一でないと考えられる。従来の法学部教育の目的をある意味踏襲するような状況下において求められ習得が期待される法的素養は、例えば条文や法解釈であったり、判例や学説の検討能力であったり、あるいは法の体系的理解であったりと、法律学習そのものに必要な基礎的、本質的能力であるのに対し、周辺事項としての理解を求める場合に期待される法的素養としては、例えば主要な学習分野に関連する法規や判例の存在とそれらの有する影響力の単純な認識など、法を単なる一つの制度・制約として捉え適用する能力であったり、ヨリ根本的には、そこで必要とされる法規や関連する法的問題を調査する能力であったりと、法そのものや法的議論への理解を深めるというよりはむしろ法を一つのツールとして利用するという技術の色合いが濃い能力である。したがって、法学部あるいは準法学部とでもいうべき環境での法学教育と、純粋に他学部における非専門としての法学教育において一見共通する「法的素養を具える」との目的は、その実内容的に大きな相違があることは否めない。

しかし、この違いは乖離するものではないだろう。というのも、他学部における非専門的学習としての法学教育(以下ではこれを「非専門的法学教育」と呼ぶ)により期待される法的素養は、法学部等で学習の中心として実

施される法学教育(以下ではこれを「専門的法学教育」と呼ぶ)においても当然に獲得が期待されるものであるからである。言い換えるならば、専門的法学教育である法学部教育で涵養を目指す法的素養は、他学部における非専門的法学教育で育む法的素養をも含むものである。したがって、法を意識した上での問題解決を目指すという最も基本的な法的素養は全てに共通するものであって、この点について見る限りは、学部の異同による質的差異はない。

上述した、専門的法学教育が非専門的法学教育における法的素養を含むという包含関係は、それぞれの法学教育の目的の関係性の場面では逆転する。というのは、法学部における専門的法学教育と他学部における非専門的法学教育の目的の差異は、各々が社会に輩出しようとする人材の育成にも左右されるからである。つまり、既に指摘されるよう⁽²²⁾、従来の法学部教育は法曹養成の一環としての役割を担うと同時に、準法曹とでもいうべき一定の国家資格取得を目指す者や法学研究者といった法律専門職への人材輩出や、公務員あるいは企業の法務部門での活躍を企図した教育、そして、日常的に法的案件を扱うことはないが大多数の者が従事することになるであろう一般社会人育成の教育をも担ってきたが、前二者は法科大学院が主に引き受けることとなった現在⁽²³⁾、法学部としては残る二つの対象に向けた教育展開を主軸に据える他なく、この後二者のうち、法学部が手腕を振るうのは前者であろう。公務員あるいは企業の法務部門での活躍を目指す層への教育には、専門としての法律学の学習が求められるべきである⁽²⁴⁾。これに対し、他学部における非専門的法学教育は、一般社会人の育成の一環に貢献するものであり、法学教育の深さという点からすると、法学部における法学教育には及ばない。つまり、法律学習には、法規や法理論の調査能力、法理論や解釈に関わ

る思考力、当該問題への法規範や解釈等の適用力、当該問題そのものの法的解決能力といった、法律学に関わる主に四つの能力を鍛える側面があり、これらは順にその法的専門性が高くなっている部分がある。従来の法学部教育にあっては、これらを順に学習していくプロセスを経験しあるいはその作業を繰り返すことで、徐々に法的専門性を高めていくのであるが、他学部における非専門的法学教育は基本的にこれとは異なり、特に適用力、思考力、解決力をめぐっては、専門的な深さよりも基礎的な技術や知識としての習得が望まれ、これらの段階的習得よりも並列的かつ表層的な習得が求められる⁽²⁵⁾。

以上から、法学部はジェネラリストの養成を大々的に担うのか否か、仮に担うとした場合に、他学部との違いをどこに求めるのかという問いについては、およそ以下のように答えることができよう。まず、法学部がジェネラリストの養成を担うか否かについては、例えば企業法務等、社会からの法的素養涵養の要請がある以上、これを肯定することになるが、その場合であってもなお、他学部との違いは存在する。すなわち、法学部の指向する法学教育は専門的法学教育であり、そこでは法曹養成に求められる高度な専門性は必要ないものの、一般社会から求められる法的素養を含みつつ、それを越えた専門的法的素養が追及されるべきである。これに対し、他学部における非専門的法学教育は、いわゆる通常の法的素養で十分であり、そこでは法化社会を生き抜くための法感覚の育成や、社会人として直面する法的諸問題についての調査能力を育て磨くことが主体となる。これらの違いは、明確に区切られるものではなく、さながらグラデーションを描くかの如くであるが、当然のことながら、法学部の養成するジェネラリストは他学部が養成するジェネラリストと比較して全般的に法的専門性が高く（ただし、法科大学院で求められるほどの高度の法

的専門性までは必要ない）、問題の把握や解決の際の思考の中心は法に置かれるのに対し、他学部が養成するジェネラリストは、仮に法学教育を受けていたとしても、問題解決の中心はあくまで他の専門に置かれ、法的素養は、その中心を補助する役割を担うに過ぎないのである。

2. 民事手続法教育の位置づけ

(1) 問題の所在

1.では、法科大学院設置後の法学教育の意義について主に検討してきたが、教育の意義という点からすると、民事手続法教育もまた一つのターニングポイントを迎えたと言えるだろう。ここでの民事手続法は、民事訴訟法、民事執行法、倒産法関連の諸法を念頭に置いているが、これらは比較的実務との関連が深く、一般的な法的素養として求められる実体法とは少々趣が異なる。もちろん、裁判制度を理解しておくことは必要であるし、自力救済の禁止との関係から司法システムを把握することも重要である。さらに、今後の法学部教育が行う専門的法学教育においても、これらの法を学習することは重要であろう。しかし、一般的なジェネラリスト養成として非専門的法学教育を念頭に置いた場合はどうだろうか。近時の社会情勢を踏まえると、倒産法関係については学習機会を提示することは重要である。また、一般企業に就職し法務関係に携わることのない者であっても、特に金融関連分野へ勤める者にとっては、執行・倒産関係の法を学習しておくことは有用である⁽²⁶⁾。

では、民事訴訟法はどうであろうか。もちろん、隣人トラブルや消費者トラブル等、日常生活の中であって裁判沙汰に巻き込まれることもあるかもしれない。しかし、このような場合、ほとんどのケースでは弁護士が訴訟代理人となって紛争解決にあたるのが通常で

あり、訴訟物の何たるかを理解していなくても裁判を行うことができるし、既判力の作用を知らずとも、同一紛争を再び裁判所で争うことは減多にしないであろう。また、執行法や倒産法の前提知識としての必要性だけであれば、その範囲を相当に絞って教育を展開することでも足りるように思われ、むしろその方が好ましいとも言えるかもしれない。以上のように考えるとき、民事訴訟法を学習する意義や目的は、単に「法の学習」ではなく、もっと別なところにこそ存在するのではないかとの疑問が生じる。このことは、特に非専門的法学教育を実施する際にその教育目的に対して影響を与え、ひいては民事手続法教育全般の意義に対する検討に際しても、一つの鍵となるであろう。

したがって、以下では、非専門的法学教育における民事訴訟法教育の検討の前段階として、従来の法学部教育と法科大学院設置前後における民事訴訟法教育と民事手続法教育についての議論を概観する。

(2) 大学における民事訴訟法教育

① 従来の法学部教育における民事訴訟法教育

法科大学院が設置される以前から、大学における民事訴訟法教育はどのようなものであるべきかという議論がなされていた。そこでは、法学部を卒業しても、ほとんどは専門的な法実践とは無縁なところで仕事をする人々に対して、＜なんのために民事訴訟法を講じるのか＞、＜いかなるエッセンスを学びとってもらえれば、講義の目的を達成したといえるのか＞という悩みがあり、この悩みは、我が国の法学（部）教育が抱える問題点が、民事訴訟法に凝縮してあらわれたものとみてよいとの指摘がなされている⁽²⁷⁾。また、民事訴訟法学会のミニ・シンポジウムにおいても、「大学における民事訴訟法教育」と題して、法学部で民事訴訟法を教える目的や法曹志望

ではない者に対する教育について等の議論がなされている⁽²⁸⁾。

まず、法学部における民事訴訟法教育の目的や意義について、石川明教授は、「民事実体法は民事上の権利の発生・変更・消滅の要件・内容を定めるが、その実現の手続がなければ実体法における実体権の保障は画餅に過ぎない」とし、「権利保障の体系やその学習は実体法と手続法というこの両輪をもって完成するもの」といえ、「この意味で手続法の学習は、実体法の学習と並んで権利保障の体系の学習にとって不可欠である」とする⁽²⁹⁾。加えて、「法の体系が実体法・訴訟法の双方を通して実体権をいかなる範囲で保障するかという点は、実体法の学習のみからではなく、これに加えて手続法の学習を通してはじめて十分にみえてくるということを忘れてはならない」と指摘して⁽³⁰⁾、民事訴訟法学を学ぶ意味や目的を認識させることの重要性を説く。同様のことは、吉野正三郎教授も説かれている⁽³¹⁾、具体的な目標としては「現実の民事訴訟法の動態を認識させるとともに、個々の規範のあり方、制度の思想または法解釈論を理解させることにあるとあってよい」との指摘⁽³²⁾は、これらを敷衍したものであるといえよう。ただ、これらは「民事訴訟法を学ぶ意義」という側面が全面に現れたものであって、「大学で学ぶ」あるいは「企業に就職する学生に向けた教育」という側面をとりわけ重視して導かれる目的というわけではないだろう⁽³³⁾。

これに対し、井上治典教授は、民事訴訟法は直接的には訴訟という専門家がかかわる特殊な場と手続を対象にしているが、「そこに流れる考え方なり精神は訴訟の外で行われる人と人とのかかわりについての理論や作法と共通の基盤を有しており、したがって、手続一般に通じる普遍性をもっているはずである」⁽³⁴⁾、「手続法は意見を異にする人間がコミュニケーションするひとつのいわば究極のモデ

ルであって、人間のかかわりについての普遍的な思想のあらわれにほかならない」のであって、「法律専門家になる人はもちろん、そうでない人も学ぶにあたいするエッセンスをもっている」と述べられる⁽³⁵⁾。そのため、講義の対象となるのは「よき社会人でもあり、よき専門家になる人でもあるのであって、両者の間に隔壁はない」として、法曹を目指すか否かを問わずに民事訴訟法を学ぶ意義を肯定する。このような井上教授の見解は、専門家に必要な教育とよき社会人に必要な教育は重なるところがあり、「よき社会人としての素養」を身に着けているからこそ、「よき専門家」になれるのであって、両者に必要な素養はじつは共通で一致していなければならないとの考え方に基づいている⁽³⁶⁾。

井上教授が、スペシャリスト教育とジェネラリスト教育を分けずに民事訴訟法教育を検討する一方で、これらを分けて検討するのが松浦馨教授である。松浦教授は、民事訴訟法教育の必要性としては、一般的に指摘されるよう、実体法の権利が手続法により補充されるという点に求めた上で⁽³⁷⁾、9割以上がジェネラリスト志望であるとの現実を踏まえて講義を展開すべきとする⁽³⁸⁾。

② 法科大学院設置による民事手続法教育への影響

その後、法科大学院の設立により、民事手続法教育に一つの疑問が投げられることになる。すなわち、法学部のあり方、存在自体が問われるなか、法学部において実体法はともかく、訴訟法の授業にまで力を入れる必要があるのかという問いかけがなされるかもしれないというものである⁽³⁹⁾。これに対しては、民事訴訟法に限らず、民事手続法全体のあり様として以下のような見解が提示されている。

まず、法学部における民事手続法教育は法曹養成のための教育とは相対的に切断された形で構築されるべきで⁽⁴⁰⁾、ここでは、「手続

という考え方の基本を身につけさせることを中心とした、ジェネラリスト教育として再編されるべきであるとの提言がなされた⁽⁴¹⁾。その際、「手続」というものの考え方を教えると共に、現代社会において民事手続が果たす役割を明らかにすることも目的とされるべきであるという⁽⁴²⁾。

また、法学部とそれ以外の学部における法学教育とを区別し、法学部にあっては、法化社会を下支えするのが法学士の役割であって、当面、法曹と一般国民の間において、両者をつなぐ存在としての意義をより明確なものにすべきであり、手続法こそが、市民教育としての法教育と法学部教育を分かつ最大の要素であると指摘する見解がある⁽⁴³⁾。

法学部における民事手続法教育については、ここで示されている手続法教育の意義や目的に異論はない。法科大学院設置後の学部教育の議論とも共通するが、法学部が担うべき教育を前提にすると、ジェネラリストの養成のうち、企業法務等、専門的な法的知識を有する職業人の輩出を使命とするのであれば、上記のような指摘はもっともである。しかし、手続法は市民教育としての法教育にとって、本当に不必要なものであろうか。もちろん、市民教育にも様々な幅があり、例えば中学生に対するいわゆる法教育と、契約の主体となれる消費者に対する教育とでは内容的に異なる。しかし、それを考慮してもなお、手続法教育の果たす役割があるのではないだろうか。この点を検討する必要がある。

また、もう一つ検討すべき点としては、法学部以外の学部での法学教育における民事手続法教育の意義である。法学部以外の学部における法学教育は、中学・高校・消費者といった市民教育の延長と考えられるという指摘があるが⁽⁴⁴⁾、他学部の専門分野における問題解決に必要とされる法的知識の中には、一般的な教養を越えてある程度専門的な手続的知識を要する場合がある（例えば、強制執行に

における引受主義や消除主義についてなど)。これについては、法学部教育が対象とする層との重なりが生じる部分もあり、それらの相互関係を確認しておくことが必要であろう。法学以外のそれぞれの専門において、どのような手続法的教育が必要とされるのかを考察することで、法学部以外の学部における民事手続法教育の意義と特色を探ることができるのではないか。このことはまた、逆説的に、法学部における民事手続法教育のあり方を探ることにも繋がる。

したがって、次章では、法学部以外の学部における民事手続法教育について考察すると共に、そこでありうべき手続法教育はどのようなものであるべきか、それは根本的に法学部における手続法教育と異なるのか否かについて検討する。

3. 法学部以外の学部における民事手続法教育の展開

(1) 非専門的法学教育における民事手続法教育の意義

最初に、法学部以外の学部というのは何を指すのかをもう一度明らかにしておきたい。1. (3) でも述べたように、法学部以外の学部において実施される法学教育の態様には二種類あり、一つが、名称に関わらず法学部と同様のカリキュラム体系で法学教育を実施する場合（専門的法学教育）で、もう一つは、他の専門分野を主軸に据えたカリキュラムの中で、補助的に法学教育が施される場合（非専門的法学教育）である。専門的法学教育の場合、民事手続法教育の意義は法学部におけるそれと同様に考えることができるのに対し、非専門的法学教育の場合には、それぞれ主軸に据えられる専門分野との関係により、一般の市民教育としての手続法教育でよいのか、あるいは、特定の分野についてある程度詳細な内容を必要とするのか等、その教育目

的や教育すべき内容は異なるであろう。ここでは、この非専門的法学教育における民事手続法教育の意義について検討する。

非専門的法学教育における民事手続法教育は、主に三つの側面からの展開が考えられる。

第一に、司法制度論あるいは司法機能論を重点においた教育展開を目的とした民事手続法教育である（以下、この教育の目的を第一目的という）。これは、一般的な市民教育の範疇に収まる部分が多く、裁判所の機能や裁判制度全般についてや民事紛争の各カテゴリーに応じた裁判所の利用方法、司法へのアクセスの問題、訴訟と訴訟後の執行についての簡単な流れ、個人破産制度の説明等、各制度の概説や手続全体の俯瞰といった事柄が教育内容の中心となる。

第二に、特定分野に生じる問題の解決を促進するためのツールとして手続法を活用できるようにすることを目的とした教育である（以下、この教育の目的を第二目的という）。ここでは、各学部の必要性に応じたオンデマンド型の手続法教育が実施され、手続法全体についての内容を詰め込むのではなく、主軸となる他の専門分野に関連して特定の手続（や手続法的思考）を理解するというピンポイント的教育が中心となる。この場合の手続法教育は、他の実体法と共に、専門的教育としての法学と他の専門分野の間の懸け橋として位置づけられると共に、一部は専門的法学教育と重なる部分もある。

第三に、交渉や裁判外の紛争処理（例えば和解等）等を円滑に進め成立させるための原則や作法を理解することを目的とした教育であり、先に井上教授が指摘されたところの、一種のコミュニケーションモデルであることに着目すると同時に、公正な手続きとは何かを理解させることが主な教育の柱となる（以下、この教育の目的を第三目的という）。

これら三つの目的は、非専門的法学教育における手続法教育の意義をなすもので、各々

の目的遂行のための教育内容や方法は、その教育対象にも依存する。そして、そこでの民事手続法教育は、従来の法学部教育で実施されてきたものとは質的に異なるものとなるだろう。以下では、法学教育が関わる他の主要な専門分野について、教育の対象と上記教育目的の関連、および妥当な教育展開について考察する。

(2) 他の専門分野と民事手続法教育の関連

① 経済学部系

経済学部では、国内外を問わず、広く社会一般において活躍する企業人の育成が主要な目的となることが多い⁽⁴⁵⁾。ここでの法学教育は、経済学等の専門分野の理解の一助として実施されるもので、まさに非専門的法学教育の展開場面である。このような場合の手続法教育は、第一目的を前提としつつ、第二目的および第三目的がより重視されることになる。

具体的には以下のような場合である。第二目的という点から見ると、金融機関に勤めることを志望する学生には、特に債権回収手続として民事訴訟法や民事執行法を履修させることが有用であるし、その他の企業にあっても、契約書記載の事項の実現方法として民事手続法の概要をなぞっておくことは役に立つ。さらに、倒産関係の法については、どのような業種・職種であっても、労働者である限りは少なくとも自己の給与債権の処遇について知っておくべきであるし、経営者であればその必要性は数倍高くなる。また、第三目的に関して言うと、例えば契約交渉に際して、契約内容はもとより契約締結に向けたプロセスが重視されることは多々あるし、それ以前に、契約内容を固める段階においてはなおのこと契約条項作成の過程が重視される。

② 医療・福祉学部系

医療・福祉系の学部は、言うまでもなく医療・福祉の分野における専門家の養成を教育

目的とするものであり（特に医療系の学部はそれが唯一の目標となる）、そこでの法学教育の目的は①と同様であるが、民事手続法教育の目的に関して言うと様相が異なる。すなわち、第二目的の要請は若干後退し⁽⁴⁶⁾、制度的・概論的な手続法知識の獲得を目指す第一目的や、第三目的が主体となる。第三目的についてさらに付言しておく、医療の施術者あるいは提案者として患者に向き合い、患者にとって必要と思われる医療支援を提示・提供するという行為においては、合意形成に向けて手続的な正当性・妥当性を意識した話し合いが求められる。この点、場面は異なるものの、①と同じ考え方に基づいているといえる。

③ 教育学部系

教育学部の重要な使命の一つは教員養成である。これからの法化社会を担う次世代を育成するにあたり、初等・中等教育における法教育を視野に入れておく必要があり、その対応としても司法システムを理解しておくことは重要である。したがって、ここで求められる手続法教育としては第一目的が中心となると共に、同時並行として、合意形成過程の重要性を認識するためにも、第三目的も重視すべきであろう。例えば、法教育の一環として生徒に学級のルール作り等を行わせるにあたり、全員が納得いくルール作りとはどのようなものか、全員が受け入れられるルールの条件はどのようなものであるかを考えさせるにあたっては、第三目的に比重を置いた教育展開が必要である。

④ その他の学部

上記以外の学部における法学教育は、主に一般教養獲得のための教育であり、ここでの手続法教育の目的もまた第一目的が中心となる。加えて、①～③と同様に、第三目的について触れておくことも重要であろう。市民生活を送るうえで、合意形成の場面は日常的に訪れるからである。

(3) 非専門的法学教育における手続法教育のあり方

(2) において各学部における手続法教育の目的の相違を概観してきたが、各学部の教育対象が卒業後どのような職へ就くことを予定しているかにより、そこで求められる法学教育の内容が異なるように、重視される手続法教育の目的や内容も異なることは当然であろう。ただ、手続法教育の三つの目的は、局面によって重視される目的に変化があるものの、特定の目的のみが必要とされ、他の目的はそこから排除されるという性質のものではない。三つの目的は程度の差はあれ常に必要なものであり、他の専門教育からのニーズにより、その重要性にいわば濃淡が生じるということである。この現象は、特に第一目的および第二目的において生じるものである一方、第三目的については、全ての分野に等しく共通する目的であるということが指摘できる。

また、非専門的法学教育における手続法教育の内容は、そこで重視される手続法教育の目的に当然に依存する。第一目的が重視される場合には、教育内容は司法制度論に傾き、第二目的が重視される場合には、訴訟法上や執行・倒産法上の特定のトピックを中心に内容を組み立てる方が適切であろう。そして、第三の目的に関しては、手続の妥当性や正当性、すなわち手続的正義についての考え方を学べるような内容構成が求められる。そこでは、手続理論の概論的学習の他に体験学習を導入することで、一層の理解を深めることが可能となるであろう⁽⁴⁷⁾。

ところで、このように考えると、非専門的法学教育としての民事訴訟法ひいては民事手続法の学習は、司法制度や司法サービスについてといった一般教養の内容、あるいは、合意形成に必要とされる正当な手続のあり方の理論的および実践的検討がその中心となるという意味で、これまで法学部で実施されてきたような学問上の論点検討型教育といった

「法の学習」とは異なる。特に、手続法教育の第三の目的については、日常生活における一般的かつ普遍的な視点を育むものであることから、その対象は、非専門的法学教育を受ける者であると専門的法学教育を受ける者であるとを問わない。そればかりか、大学で学習する者に限られず、初等教育を受ける世代から既に社会の一線で活躍している世代、さらに言うと、これまでの社会の発展を担ってきた世代をも等しくその対象範囲に含むものである。そして、このような教育を実施することで、広く社会人一般として、またはよき市民としての活躍やその育成に寄与することが、まさに非専門的法学教育における民事手続法教育の意義と言えるのではないか。よって、民事手続法教育は、市民教育にとって不必要なものであるとは言い切れず、およそ社会生活を営もうとする上では、潜在的でありながらも確実に求められる能力を涵養するための教育として位置づけるべきである。

おわりに

法学部が法科大学院設立によって法曹養成のルートから外されたことにより、学部教育としての存続について多大な危機感を抱いた科目は裁判実務に近い科目であり、そのうちの一つは、間違いなく民事手続法であろう。このことは、他学部における民事手続法教育の意義やあり方についても波紋を広げ、考察を促すことの契機となったと言ってよい。これまで見てきたように、民事手続法教育は法学部のみならず、広く他の学部教育においても展開する意義を有するのは確かであって、専門的法学教育としてだけでなく、一般教養としての民事手続法の存在意義と、そこで展開すべき手続法教育について一つの方向性を示すことができたと考える。

ただ、具体的な教育の実施形態については、なお一考の余地がある。例えば、企業を目指す

者に対する民訴法教育は、今少し実用的、実践的な教育へ傾斜されることが必要であるとの指摘が企業法務の立場からなされており⁽⁴⁸⁾、これを非専門的法学教育の中で実現しようとする場合には、他の専門分野との協同という方法を検討することも一つであろう。また、民事手続法教育の第三の目的を実践的教育により実現する手段として、模擬裁判や交渉のシミュレーション等が有効であると考えられるが⁽⁴⁹⁾、これを非専門的法学教育の中で実施するにあたっては、題材としてふさわしいのは何かといった題材選定の問題、模擬裁判等交渉実践の予備知識としての裁判実務を、どの段階でどの程度まで教示すべきかといった点を検討しなければならない。これらを今後の課題として、非専門的法学教育における民事手続法教育の実践的なあり方について、引き続き考察を進めたい。

[注]

- (1) 本稿で使用する法学教育という用語は、高等教育機関（主に大学や大学院）で実施する、学部課程や大学院課程学生を対象とした法律学の専門教育を指す。
- (2) このことは、司法制度改革審議会により法科大学院の創設が明示された当初から指摘されていた。例えば、木俣由美「二一世紀における法学教育—「法学部」が消える日」法時73巻8号（2001）68頁は、あらゆる学部において、社会と法の基本的な関わりを理解する必要があるとし、法の価値や理念の探求といった法的思考力を養う法学教育は必要であるとしつつも、法学部は「いずれ実質的に教養学部化してしまうであろう」と述べている。
- (3) 松浦馨「学部における法学教育の目的について（上）」判時1062号（1983）5頁。
- (4) 松浦・前掲注（3）。
- (5) 松浦馨「学部における法学教育の目的について（下）」判時1063号（1983）23頁。松浦教授は、卒業生の大多数は法律専門家として就業するわけではないこと、また社会の要求としても、スペシャリスト養成に必要な基礎的な素養の付与を求める動きはさほど顕著では

ないと分析しているが（同24頁）、このような傾向は現在も当てはまると考えられる。

- (6) 松浦・前掲注（5）25頁。
- (7) 木俣・前掲注（2）69頁。
- (8) 伊藤進「法科大学院の設置と法学部・法学研究科—何が問題なのか」法時77巻6号（2004）93頁。
- (9) 日本学術会議第二部に設置された法学政治学教育制度研究連絡委員会が、2004年10月から12月にかけて実施したものであり、ここでの調査対象は法学部に限定されるものではなく、他の学部名・研究科名であっても法律学科などが設置されている場合には対象とされたものである。小野耕二「我が国における法学部・法学研究科の現状と方向性—学術会議第二部法学政治学教育研連によるアンケートの結果から」法時77巻6号（2004）101頁。
- (10) 小野・前掲注（9）102頁。半減以下は一件のみ、三分の二程度への削減も数例を数える程度で、定員を増加させた例も五件あったことが示されている。
- (11) 法学部卒業者の就業という点から法学部教育の意義を検討するものとして、大塚滋「日本型法学部の法学教育に関する反省と提案」東海法学33号（2005）145頁、那須耕介「非法律家にとっての法学学習の意味について—「法学部無用論」の手前で—」法哲学年報2006（2007）57頁、萩原金美「法学教育に対する司法制度改革のインパクト」同32頁。大塚教授は、法科大学院創設により生じた法学部における法学教育の問題は、末弘巖太郎博士によって、昭和7年には既に提起されていた問題状況と同様のものであると指摘する。また、萩原教授は「既存の法学部教育は基本的に維持できないし、すべきではないと考える。」とし、「法学部は一般教養学部または（および）一般教養（前半）+中級法律職のための徹底した職業教育（後半）への変身が必要になろう。」（33頁）とする。
- (12) 山本爲三郎「法科大学院時代における法学教育機関の役割分担・相互関係と法学研究者の養成」法時77巻8号（2005）86頁。
- (13) 村井敏邦・椛嶋裕之・鎌野邦樹・白取祐司・山崎雄一郎「司法改革が法学教育に与える影響—法科大学院を中心に」法時76巻5号（2004）14頁〔鎌野発言〕。
- (14) 村井ほか・前掲注（13）13頁〔白取発言〕。
- (15) 山本・前掲注（12）87頁。

- (16) 吉村良一「企画趣旨，法科大学院設置後の法学部教育」法の科学45号（2014）87頁。
- (17) 大塚・前掲注（11）153頁。
- (18) 那須・前掲注（11）66頁。
- (19) 具体的数値については，小野・前掲注（9）103頁参照。
- (20) 吉村・前掲注（16）88頁。
- (21) 木俣・前掲注（2）69頁。
- (22) 例えば，那須・前掲注（11）や萩原・前掲注（11）など。
- (23) 司法制度改革審議会意見書においては，法科大学院と研究者養成について，「法科大学院は法曹養成に特化した大学院であり，研究後継者養成型の大学院（法学研究科ないし専攻）と形式的には両立するものであるが，内容的にはこれらと連携して充実した教育研究が行われることが望ましい。また，法科大学院の教員は，将来的に，少なくとも実定法科目の担当者については，法曹資格を持つことが期待される。」との見解を示している。
- (24) 公務員等に対し従来の法学部で専門としての法律学学習を期待するものとして，村井ほか・前掲注（13）14頁〔鎌野発言〕。
- (25) 例えば，一般企業における企業法務とその他の部署における法的知識・技術の必要性を想像されたい。前者にあっては，法的事項の調査能力は当然の前提であり，そこからさらに発展して，判例等の読み方や当該事案に対する判例・学説の当てはめができること，そしてそれらを踏まえた上で，当該事案に対する妥当な解決策（または適切な紛争予防措置）を提案できることが求められるため，そこで必要とされる法的素養はより専門性を具えたものとなる。一方，他の部署において必要とされる法的知識・技術は，法的事項の調査能力に比重が置かれ，場合によって，当該問題に対する一般的な法的解答を認知していることが求められるというものであり，当該問題への個別的な検討はほとんどの場合その仕事の範疇を超えるであろう。したがって，後者の場面において求められる法的素養は，前者に比して必然的に浅いもので構わないことになる。
- (26) 一般企業における重要性を指摘する者として，吉野正三郎「法学教育の現状と改革」ジュリ971（1991）133頁。
- (27) 井上治典「法学部における民事訴訟法の教育はどうあるべきか」ジュリ971（1991）121頁。
- これはまさに，1.で見たところの，法科大学院設置によって法曹養成機関という目的を外された現在の法学部における法学教育の意義の議論と重なるものである。
- (28) 新堂幸司ほか「大学における民事訴訟法教育」民事訴訟雑誌38（1992）120頁以下。
- (29) 石川明「法学部における民事訴訟法の教育はどうあるべきか」ジュリ971（1991）117頁。
- (30) 石川・前掲注（29）同頁。
- (31) 吉野・前掲注（26）133頁。
- (32) 加藤新太郎「法律実務家の立場から」民事訴訟雑誌38（1992）143頁。
- (33) もっとも，法律実務家を志望する学生とそれ以外の学生とで与えられるべき教育内容については，「本質的にその内容にかわりはない」とする。加藤・前掲注（32）143頁。
- (34) 井上・前掲注（27）121頁。
- (35) 井上治典「法学教育と民事訴訟法」民事訴訟雑誌38（1992）128頁。井上・前掲注（27）122頁。
- (36) 井上・前掲注（27）。
- (37) 松浦馨「大学における民事訴訟法教育」民事訴訟雑誌38（1992）149頁。
- (38) 松浦・前掲注（37）150頁。
- (39) 森野俊彦「法科大学院での手続法教育に期待する——裁判官の個人的意見として」法時76巻5号（2004）33頁。
- (40) 山本克己「大学における民事手続法教育のあり方」NBL691（2000）45頁。
- (41) 山本・前掲注（40）47頁。
- (42) 山本・前掲注（40）47頁以下。
- (43) 佐藤鉄男「司法アクセスと法学教育——民事手続法を中心に」法時76巻5号（2004）48頁。
- (44) 佐藤・前掲注（43）46頁。
- (45) 例えば，本学経済学部においては，地域経済やアジアを中心とした国際経済の現状把握能力を養成し，地域に貢献できる国際人を育成することや（経済学科），経営，マーケティング，会計の各分野において，経営情報を有効活用できる人材を育成すること（経営情報学科）を教育目的としており，カリキュラムの中で民法や商法等を履修することができるようになっている。これはすなわち，経済学あるいは経営学，会計学等を専門的教育の主軸に置きつつ，その周辺学習として法律を学習するという仕組みであり，そこでの法学教育は非専門的法学教育である。なお，経済法学科については，法律に精通した経済のスペシャ

リストを養成することを一つの目的としているものの、法学の教育展開は法学部のそれと類似していることから、非専門的法学教育としての位置づけからは外れるものである。

⁽⁴⁶⁾ もちろん、第二目的が全く必要とならないわけではない。例えば、カルテが訴訟上問題になることがあるという点を予め理解しておくこと（加えて、その問題がどのような形で訴訟上現れるかというのを理解しておくこと）で、手続法教育が平常時の行動規範を導く一要因となり得るだろう。

⁽⁴⁷⁾ ただし、このような実践的教育の展開は、比較的少人数で実施する演習形式の授業等に馴染み易く、その方が高い教育効果を期待できるであろう。もちろん、実施しようとする実践授業の内容にもよるが、せいぜい30～40人程度の人数による実施が限界ではないか。

⁽⁴⁸⁾ 有賀熙雄「企業法務の立場から」民事訴訟雑誌38号（1992）139頁。

⁽⁴⁹⁾ シミュレーションを通じ、法を交渉戦略の武器として使うことや、戦略的なもの見方ができるようになることが指摘されている。新堂ほか・前掲注（28）167頁〔太田勝造発言〕。